

2014年9月22日

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 森谷 光夫 様

尾張旭市長 水野 義則

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書回答

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

回 答(秘書課)

引き続き努力します。

- ②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

回 答(収納課)

地方税滞納整理機構は滞納整理を行う県と参加市町の職員の集合体であり、機構の名のもとで協働して滞納整理を実施することで滞納額の縮減を図ろうとするものです。

また、愛知県職員の指導のもと、参加市町の職員が滞納整理を推進することで、派遣職員の徴収技術の向上を図ることも期待されますので、滞納整理機構に参加することの意義は非常に大きいものと判断しております。

- ★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

回 答(収納課)

滞納処分を実施する際は、禁止財産を差し押さえることのないようによく確認をして行っております。

滞納整理機構、市とともに地方税法第15条の適用については、的確に実施しております。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問い合わせなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要

な人には早急に支給してください。

回 答(福祉課)

生活保護の相談については、懇切丁寧に行い、申請権の侵害がないよう行っております。申請書を、申請の意思を相談者に確認の上お渡ししております。

手続き・審査事務については、国の基準により実施しております。

②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

回 答(福祉課)

平成25年8月から適用された生活扶助基準については、特段、本市独自で対応を取ることはしておりません。保護の基準により、生活保護費を算定し、支給しています。

★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

回 答(福祉課)

生活保護費と連動する諸施策の基準については、所管する部署と情報共有を図っております。

④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

回 答(福祉課)

本市においては、警察官OBの雇用はありません。

⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

回 答(福祉課)

「自立相談支援事業」の実施方法については、現在検討中です。いずれにしても、相談者には、適切な施策を紹介していくようにします。

2. 安心できる介護保障について

★ (1) 介護保険料・利用料について

①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

回 答(長寿課)

保険給付費等の総額から、国・県・市・社会保険診療報酬支払基金からの法定受入負担分を差し引き、保険料額を算出する仕組みとなっており、一般会計からの繰り入れで保険料を引き下げる事はできないこととされています。

本市では、第5期事業計画期間中に、介護給付費準備基金を4億円取り崩し、歳入として繰り入れることで、保険料の基準月額を600円程度引き下げました。

第6期の保険料については、国が示す基本的な考え方に基づき所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定となるよう段階・保険料率を設定します。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

回 答(長寿課)

保険料については、所得水準に応じたものとし、低所得者の負担軽減を配慮したものとなるよう設定するため、市独自の減免制度は考えておりません。

低所得者への利用料減免については、高額介護サービス費の支給により自己負担額の上限額が低く抑えられていること、また、市民税非課税世帯は介護施設に入所した場合の食事代や居住費も軽減されていることなどから、新たな減免制度を実施する考えは今のところありません。

(2) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

回 答(長寿課)

愛知県がとりまとめた特別養護老人ホームへの入所申込者（待機者）の調査結果によると、尾張旭市の待機者は平成26年4月1日時点で41名、このうち、要介護3以上の待機者は、22人となっています。

4月には、地域密着型の小規模特別養護老人ホームが1か所（定員29名）新たに開所し、10月には既存の社会福祉法人の施設が、短期入所（ショートステイ）の居室を20名分、特別養護老人ホームに転用しました。このことで、待機者はかなりの部分で解消されたと考えています。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

回 答(長寿課)

地域包括支援センターは、現在直営で運営していますが、平成27年度から社会福祉協議会に委託する予定となっています。

本市の市域は狭く、「中学校区」で区分することは、市民サービスを分断する恐れもあるため、当面は市内全域を1か所のセンターで対応することを予定しています。

委託後は、市として地域包括支援センターを指導・監督する部署を組織し、地域相談窓口等の活用等も併せて地域での見守り体制の強化を図るように検討しています。

③介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

回 答(長寿課)

介護職員の賃金などの処遇改善を図り、介護職員の定着率の向上や介護職員の質の向上を図っていくことを目的として、平成23年度までは「介護職員処遇改善交付金」が、平成24年度から平成26年度までは、「介護職員処遇改善加算」として、介護保険財政から給付されています。

また、介護職員の研修の場として市町村振興協会が行っている福祉研修事業を利用することにより、平成25年度から市内で受講料無料の研修を実施することとしました。平成25年度は2回で58名の参加者があり、好評であったことから、平成26年度は回数を4回に増やし実施する予定です(26年度上半期2回分の参加者54名)。

★ (3) 地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス（ヘルパーなど）を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

回 答(長寿課)

新しい総合事業の視点は、介護サービスの利用に至る前に一段階ステップを設けて、要介護状態にならない時期をできるだけ長くしようというもので、サービスの後退とは考えておりません。専門的なサービスを必要とするかたについては引き続き専門的なサービスを提供すべきと考えます。なおサービスを委託する際の単価については、近隣市町との格差が生じないよう、状況をよく把握しつつ決定します。

②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を充分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

回 答(長寿課)

既存の訪問介護事業者による身体介護や通所介護事業所による機能訓練など、専門的なサービスを必要とする人には専門的なサービスを引き続き提供し、ミニデイやごみ出し支援、掃除など多様な扱い手の活用が望まれるのは、NPOやボランティアを活用し、地域で高齢者の生活を支援する体制づくりを目指します。予算や利用者の負担については、介護給付や保険料、その他の介護予防事業等を総合的にとらえる中で、決定する必要があると考えています。

③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

回 答(長寿課)

厚生労働省から示されたサービス利用の流れでは、被保険者からの相談を受けた場合、窓口担当者より総合事業等を説明（サービス事業は、目的や内容、手続き等を十分説明）する。その際、①総合事業のみを利用する場合は、基本チェックリストで迅速

なサービス利用が可能であること、②総合事業対象者となった後も要介護認定等の申請が可能であることを説明することとされています。

(4) 高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

回 答(長寿課)

一定の条件を満たすひとり暮らし高齢者に対して、申請により、必要と認めた者に、安否確認を含めた清掃、買物等の訪問介護を提供しています。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

回 答(都市計画課)

本市の市営バス「あさぴー号」は市民の生活の足として、交通手段を確保することにより、交通空白地域の改善や市民交流の促進を図り、外に出かけたくなるまちづくりを推進するための公共交通施策として運行しています。

幸いなことに、多くのご高齢の方や障がいをお持ちの方にも、バスをご利用いただいていることから、今後とも外出支援に貢献できるよう、市営バスを運行していきますので、ご理解いただきますようお願ひいたします。

回 答(長寿課)

高齢者の外出を支援するため、80歳以上の高齢者にタクシーの基本料金を助成する「タクシーチケットの交付事業」を行っています。

タクシーの基本料金相当額（500円）分の助成券を年間24枚交付しており、市民税非課税世帯の要介護認定を受けている方にはさらに12枚追加交付しています。

なお、今年度から、4月から9月までに80歳となられた方についても、下半期分として12枚のチケットの交付を開始したところです。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

回 答(長寿課)

地域の集会所やふれあい会館などで、ボランティアによる「ミニデイサービス」が、開催されています。利用者、ボランティア双方の、生きがいづくりや介護予防につながる事業であり、補助金の交付等を行い、その活動を支援しています。また、閉じこもり予防や会食の機会にもなっています。平成25年度は、市内5か所で、延103回、1,944人の方が、参加されました。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

回 答(都市計画課)

介護保険サービスの中の住宅改修費支給制度や（独）住宅金融支援機構による、満60歳以上の方を対象としたリフォーム融資制度（「高齢者向け返済特別制度」）等があり、この制度の利用のPRを進めていきたいと考えておりますが、市が直接、高齢者住宅を公営で整備する考えは持っておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

回 答(長寿課)

週3回を限度に行って配食サービスについて、平成18年度から状況に応じ、週5回まで配食ができるように改めています。（費用1食 400円）

会食方式については、市は直接行っていませんが、ボランティア団体の協力を得て、社会福祉協議会、校区社協、自治会、ミニデイなどで会食を実施しています。

6か所のミニデイでは、月2回の会食を含め、地域のなかで身近な人たちと交流しながら、健康づくりや生きがいづくりを実施しています。

- ③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

回 答(長寿課)

住宅改修費・福祉用具購入費については実施済みです。高額介護サービス費については、償還払いを原則としています。

★ (5) 障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

回 答(長寿課)

控除の対象となるか否かは、国（税務署）が判断しますが、本市では、医師の意見書、認定調査内容から判断し、要介護1以上の場合はほとんどの方が対象となっています。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

回 答(長寿課)

平成19年度より対象者には、給付費通知の際に「申請書」を同封しており、平成22年度からは、「障害者控除対象者認定書」の交付対象者全員に、「認定申請書」を送付し、申請の勧奨を行っています。

3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

回 答（保険医療課）

本市の医療費助成制度は、全国的に見ても高い水準にある愛知県内にあっても、県内平均以上の内容を維持しています。今のところ、できる限り現状の制度を維持していきたいと考えております。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

回 答（保険医療課）

子ども医療費助成の拡充については、これまで多くのご要望があり、最近では本市の子育て支援施策の一つとして、平成23年度からは小学校3年生までを中学校3年生までに現物給付での医療費無料制度を拡大しました。

限られた予算の中で事業を拡大するためには、事業の取捨選択が必要になってきます。子育て支援が重要であることは十分承知しておりますが、どの事業からその費用の捻出ができるのか検討が必要です。今後においても引き続き検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病氣にも広げてください。

回 答（保険医療課）

本市においては、精神障害者保健福祉手帳1・2級と自立支援医療受給者証（精神通院）を所持している方を対象として入通院を、精神障害者保健福祉手帳1・2級のみを所持している方を対象として入院を精神以外の病氣等においても市単独助成をしております。厳しい財政状況のため、今のところそれ以上の助成等をすることは困難であると考えております。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。
当面、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

回 答（保険医療課）

本市においては、ひとり暮らし非課税者の方を対象として市単独助成をしております。厳しい財政状況のため、今のところそれ以上の助成等をすることは困難であると考えております。

4. 子育て支援などについて

①妊娠婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

回 答（健康課）

平成24年度で産前の健診の県の助成はなくなりましたが、今年度も継続して実施してまいります。産後の健診については、厳しい財政状況では実施が難しい状況です。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の中までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

回 答(教育行政課)

児童扶養手当の所得制限限度額を参考に、1.25倍の基準を設定しており、現状で見直しは考えておりません。

また、市広報、ホームページを通じ、年度途中でも申請できることの周知を行っています。

支給内容の拡充については、現状では考えておりませんが、支給が必要と思われる費目や額について情報収集を行います。

③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。

回 答(学校給食センター)

学校給食の実施に必要な施設や設備に要する経費などは、公費で負担し、食材費相当分は、学校給食を食べている児童又は生徒の保護者が負担するとされています。このことから給食費のうち食材費相当分は、保護者に負担をお願いしているものです。また、本市の財政状況からも給食費を無償にすることは難しいと考えていますのでご理解いただきたいと思います。

本市では、給食費の未納により給食を提供しないということはありません。しかしながら、給食費の未納をなくすよう学校と給食センターが協力し努力しています。

なお、生活困窮者等には、就学援助の制度により、給食費の全額の補助をしております。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

回 答(こども課)

現在、市内保育園15園のうち公設公営保育園8園で保育を実施しています。

また、認定こども園及び地域型保育事業については、今のところ実施園は有りませんが、地域型保育事業については、市の定める設置基準に従って、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないように努めます。

5. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

回 答(保険医療課)

社会保障改革プログラム法に基づき、国民健康保険の財政運営については都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村が適切な役割を分担するための協議が国と地方の間で進められています。その協議に対しては「国保の財政上の構造的な問題を解決する基盤強化の具体策を早急に明らかにするとともに、都道府県と市町村の適切な役割分担を実現すること」、「都市自治体と十分協議し、その意見を反映すること」等の内容で全国市長会より国へ要望を行っています。しかしながら、協議の内容については詳細がまだ明らかにされておりませんので、今後も国と地方の協議を見守っていきたいと考えています。

★②保険料（税）について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。

回 答(保険医療課)

平成23年度から、条例等減免分については一般会計から繰り入れをしており、今後の減免制度の拡充については、財源の確保も含めより効果的な施策を今後も研究していきたいと思います。なお、平成26年度の税制改正により、低所得者の方に対する軽減制度の拡充が行われています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

回 答(保険医療課)

国民健康保険制度では、加入者の年齢等を考慮せず、一律に均等割の負担を求めており、これに反する不均一な課税は困難であると考えます。また、減免制度については、災害に遭われた方、病気や失業など担税力が著しく低下する事情がある場合の救済措置としてとらえており、年齢などの要件に基づく減免の導入については考えておりません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

回 答(保険医療課)

生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対する減免は、その財源を他の被保険者の保険税に転嫁せざるを得なくなることから、今のところ考えておりません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

回 答(保険医療課)

本市では、前年所得が500万円以下で、当年の所得見込みが250万円以下、か

つ、前年所得の2分の1以下の世帯に対し減免を実施しており、これ以上高額所得世帯に対し減免を実施することは、その財源をこれより所得の低い被保険者の保険税に転嫁せざるを得なくなることから、ご提案内容の減免については今のところ考えておりません。

★③保険料（税）滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

回 答(保険医療課)

資格証明書は、法令により交付が義務付けられていますので、法令に従い適切に交付しますが、交付の際には、納付できない特別の事情（災害、事業の休廃業、失業等）の有無や納付相談の状況、所得・資産の状況などを勘案して交付するようにしています。なお、18歳未満の子どもがいる世帯には、交付した実績はありません。

短期保険証は、滞納されている方との面談の機会を増やし、滞納解消に向けた納付を促すために交付しています。18歳年度末までの被保険者のいる短期保険証交付世帯に対しては、有効期間満了までに、更新のお知らせの送付や、電話での勧奨を行うなどして、未更新にならないよう、また、滞納世帯の方との面会の機会確保の両立を図っています。

- イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

回 答(保険医療課)

滞納者と面談のうえ、医療給付が受けられるようにしています。

- ウ. 保険料（税）を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6ヶ月としてください。

回 答(保険医療課)

面談において本人から事情をよく聞き、収納担当部署と調整したうえで、分納が毎月履行されており、滞納額の減少が確実に見込まれる場合は、通常の保険証に切り替える場合もあります。また、短期保険証を発行する場合は、有効期限が6か月のものを交付しています。

- エ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

回 答(保険医療課)

法令に従い、生活実態に配慮し適正に実施しています。無保険者については市で把

握することができませんので、全国市長会より国に対し「被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう、制度化すること」とする内容で要望しています。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

問 答(保険医療課)

現在は、事業の休廃業、失業などにより世帯の生活が著しく困難になった世帯で、生活保護基準額の1.3～1.4倍の世帯については「猶予」、1.15～1.3倍の世帯については「5割または10割の減額」、1.15倍以下の世帯については「免除」する規定（減額、免除の場合は、預貯金による制限あり）となっています。減免の対象を、生活保護基準の1.4倍以下のすべての世帯に拡充することは、その財源を他の被保険者の保険税に転嫁せざるを得なくなることから、今のところ考えておりません。

制度の周知については、納税通知書の同封パンフレット、ホームページ、市の広報誌への掲載等を行っており、今年度新たな周知方法として啓発チラシを作成し、医師会や関係医療機関への配布、短期保険証の対象者へ同封するなどの取り組みを実施しました。

6. 障害者・児施策の拡充について

- ①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

問 答(福祉課)

障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用者負担、施設での食費・高熱水費などの自己負担については、国の基準により算定しております。なお、地域生活支援事業の利用料については、市独自の施策で市民税非課税世帯は、無料となっております。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

問 答(福祉課)

訪問系サービス、移動支援の支給時間については、支給決定基準を基本支給量とし、個々の実態に応じた量を支給しております。

- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

問 答(福祉課)

移動支援の通所、通学に関する送迎については、主たる介護者が就労又は疾病によ

る場合等もしくは母子・父子家庭である場合は、利用可能となっております。

★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

回 答(福祉課)

介護保険制度との運用方法については、国の基準により介護保険優先としていますが、介護保険制度にないサービス及び、居宅介護サービスについては、介護保険の支給量の1／2を限度に給付しております。

★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

回 答(長寿課)

介護保険制度の中で、利用料徴収はやむを得ないものと考えますが、介護保険の利用限度額内で補えない障がいサービス（ホームヘルプサービス）については、住民税非課税世帯の方は、介護サービスの2分の1を上限に無料で利用できる場合があります。

★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

回 答(長寿課)

通院時の院内介助については、条件によっては可能となっています。入院中には、介護保険及び在宅支援によるサービスの利用は認められていません。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

回 答(福祉課)

地域生活支援事業の基幹相談支援センター等機能強化事業として、福祉課相談員（臨時職員）や平成26年10月開設予定の障がい者基幹相談支援センター職員賃金について補助を受け、基本相談や計画相談を丁寧に行うための職員配置に努めています。

7. 予防接種について

①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

回 答(健康課)

平成25年からHib、小児用肺炎球菌、HPVの任意予防接種が定期予防接種となり公費負担で実施しています。また平成26年10月1日から水痘と高齢者肺炎球

菌が定期予防接種に追加されたことによる公費負担の増加など、本市の厳しい財政状況の中、新たな任意予防接種の助成は難しいと考えています。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

回 答(健康課)

高齢者肺炎球菌については、平成26年10月1日より、定期予防接種に追加されたことにより、自己負担額を従来5,000円から2,500円にして市民の負担を軽減して接種勧奨をしていきます。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

回 答(健康課)

平成25年度は愛知県の緊急措置の助成を受けて、妊娠を希望している夫婦及び妊婦の夫等を対象とした風疹ワクチン接種の一部助成を実施しました。このことで多くの希望している夫婦等に接種されました。

平成26年度は県が妊娠を希望している女性に対して公費での抗体検査の導入をし、市では陰性であった場合に風しんワクチン接種の一部助成をしています。自己負担については、市民の皆さんご自身の健康管理をしていくひとつの手段としての予防接種であること、そのための自己負担であることをご理解ください。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

回 答(財政課)

消費税率の引上げは、社会保障制度改革と一体のものであり、社会保障の充実と持続性確保という観点等から行われており、政府が「経済状況など総合的に勘案した上で最終判断する」とされている税率10%への再引上げについても同様です。そのため、社会保障分野における主たる担い手である市町村においては、社会保障制度の安定化を図るための財源が必要であることから、その中止を国に働きかけることはありません。

なお、引上げ分の消費税収について、引上げの趣旨を踏まえた社会保障への財源化がされるよう、その使途について注視していきます。

②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。

回 答(保険医療課)

老齢基礎年金の年金額における特例水準の解消については、平成25年10月より

既に実施されており、国へ要望する考えはありませんが、安心できる年金制度を構築するため、国民的な議論を行ったうえで、適切な見直しを行うよう、また、受給資格を満たせない無年金者及び定住外国人無年金者に対しては、国の責任において救済措置を講じるよう、全国市長会から国へ要望しています。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。

回 答(長寿課)

現時点においては、意見書・要望書の提出予定はありません。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

回 答(保健医療課)

子ども医療費については、全国一律の子ども医療費助成制度を創設するよう、平成26年6月27日付けで全国市長会から国に要望しています。また、医療費助成制度等の実施に伴う国庫負担金等の減額措置を廃止することについても、平成26年6月27日付けで全国市長会から国に要望しています。

⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。

回 答(保健医療課)

入院給食費の引き上げについては、低所得者の方の負担は据え置くなどの方向で検討されているようですので、今後の動向を見守りたいと思います。

⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。

回 答(福祉課)

国の動向を注視し、地域移行への支援を進めていきます。

⑦介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

回 答(長寿課・福祉課)

現時点においては、意見書・要望書の提出予定はありません。

⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

回 答(福祉課)

生活扶助基準について、国の動向を注視し、適切に対応するように進めていきます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

回 答(保険医療課)

愛知県福祉医療制度の見直しの際には、だれもが安心して医療を受けられるよう、また、持続可能で安定的な福祉医療制度とするように意見を述べていきたいと考えています。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

回 答(保険医療課)

愛知県は、全国トップクラスの福祉医療制度を取り入れています。これ以上の拡大の要望は行っていく考えはありません。

- ③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

回 答(保険医療課)

本市においては、平成20年4月から市単独で精神障害者に対する医療の助成を加えました。精神障害者保健福祉手帳1、2級と自立支援医療受給者証（精神通院）所持者であれば、通院は、精神科においては自立支援医療を使用した後の自己負担分を、他の診療科においては、自己負担分の全額を助成しています。入院は、同じ手帳所持者であれば、精神科の自己負担分を全額補助しており、他の診療科の入院分も全額助成しています。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。
当面、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

回 答(保険医療課)

尾張旭市においては、ひとり暮らし非課税者の方を対象として市単独助成をしております。厳しい財政状況のため、今のところそれ以上の助成等をすることは困難であると考えております。

(2) 県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

- ①国民健康保険への県の補助金を増額してください。

回 答(保険医療課)

機会をとらえ、補助金等の増額、拡充を要望していきたいと思います。

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。

問 答(健康課)

県が地域の状況を調査・把握し策定する取り組みが進められているところであり、現在、意見書・要望書を提出する予定はありません。

以上